

名古屋の街を彩る——

2022年度版 / 2022.10改訂

街路灯フラッグバナー広告

(エリアマネジメント広告)



名古屋駅地区
街づくり協議会

WELCOMEIEKI

街との一体感を演出する 唯一無二のメディア

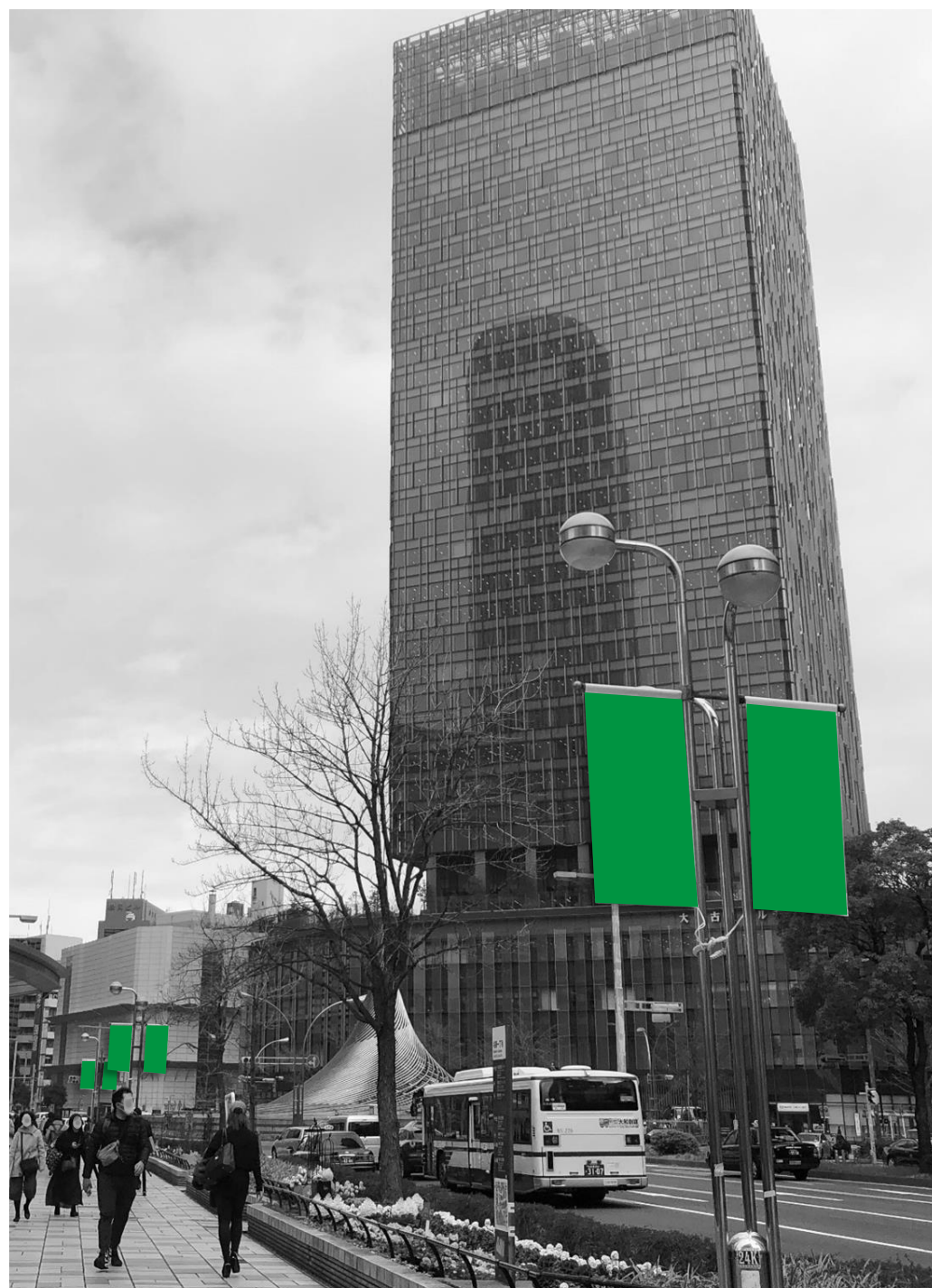
名古屋市、愛知県のみならず、
東海圏の交通の要衝地である名古屋駅

“街路灯フラッグバナー広告”は、
多くの人々が行き交う名古屋駅前一帯に
掲出が可能な屋外広告メディアです

名古屋駅地区街づくり協議会の取り組む
街の魅力向上に繋げるため、
街の”彩り”としての役割も果たしています

名古屋駅前に掲出可能なメディアとして
最大級のスケール感で空間を彩り、
街との一体感を演出します

広告主様の商品・イベント等の告知に
是非ご活用下さい



複合施設が集積する 駅前メインストリート

“街路灯フラッグバナー広告”は、
“**名駅通**”と“**桜通**”の2エリアに掲出が可能

これらの2本のストリートは
鉄道各社の駅前一等地に位置しています

周辺には商業施設、オフィス、飲食店等
各種複合施設・高層ビルが集中している他、
大学、専門学校等の教育機関も立地。

オフィスワーカー、買物客、学生等、
老若男女を問わず様々な人々が、
出通勤、ランチタイム、アフターファイブと
時間を問わず行き交います

名古屋の人々の活動の中心地であり、
正に**名古屋駅前のメインストリート**と
呼ぶにふさわしいロケーションです



実施料金について

掲出可能な箇所全てに掲出する**全ブロック掲出**の他、

Aブロック：名駅通または**Bブロック：桜通**それぞれ単体での掲出も可能です。

	掲出期間	数量	掲出費	制作費 (取付・撤去含)	
全ブロック (名駅通・桜通)	1ヵ月	40基76枚	684,000円	1,250,000円	計 1,934,000円(税別) 手続関係実費+7,727円(非課税)
Aブロック (名駅通)	1ヵ月	30基57枚	570,000円	1,020,000円	計 1,590,000円(税別) 手続関係実費+5,795円(非課税)
Bブロック (桜通)	1ヵ月	10基19枚	190,000円	450,000円	計 640,000円(税別) 手続関係実費+1,932円(非課税)

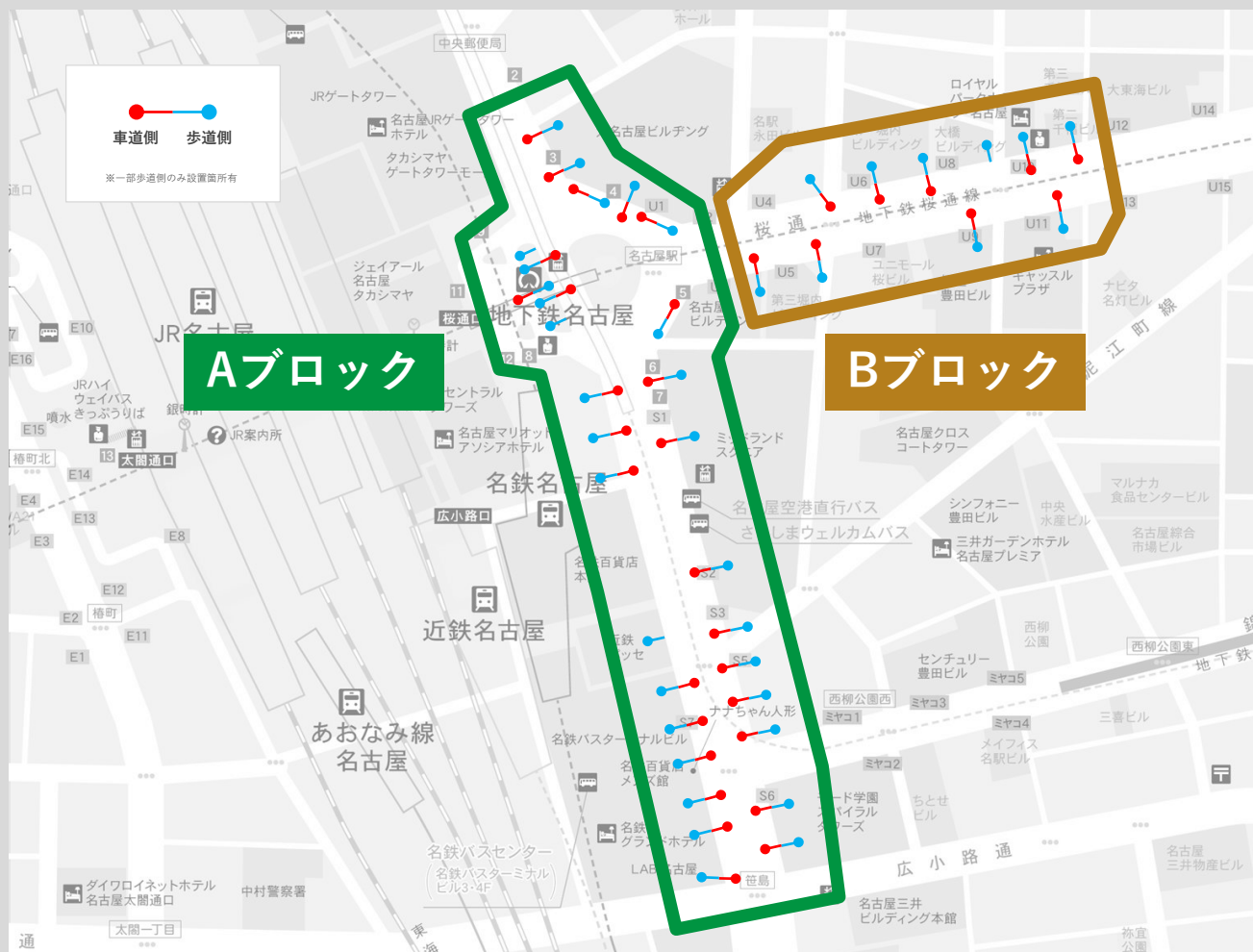
※手続関係実費とは名古屋市に支払いが必要な道路占用料、屋外広告物手数料を指します(非課税)。

※意匠パターンは原則1種です。色校正についても、意匠パターン1種・校正1回の場合の金額となります。

意匠パターンが複数の場合や複数回の色校正が必要な場合、1種1回につき15,000円(税別)が別途必要です。

掲出位置について

フラッグバナーは、通行者への視認性を高めるため、
歩道・車道の進行方向に正対する形で設置されています(一部正対していない箇所もございます)。



お申込について

お申込にあたってのルール、方法、期限は以下の通りです。

お申込受付ルール

翌年度分：事前エントリー制

- ▶ 翌年度分(翌年4月～翌々年3月)は、前年度12月末営業日までの事前エントリー制となります。
- ▶ 締切後、期間が重複するエントリーがあった場合は、実施ボリューム(期数、箇所数等)を優先し、更に条件が同等だった場合は、厳正な抽選の上、予定広告主を決定します。
- ▶ エントリー前に広告主の審査が必要です。必ず事前にご確認下さい。

今年度分：決定優先

- ▶ 今年度内のお申込は、申込順に審査の上、予定広告主を決定します。
- ▶ お申込前に広告主の審査が必要です。必ず事前にご確認下さい。

お申込方法

- ▶ 指定申込書に記入の上、メールにて担当者までエントリーまたはお申込下さい。
- ▶ エントリーまたはお申込の際は、想定内容または参考デザインも合わせてご提出下さい。

お申込期限

- ▶ 実施希望月1日の**6週間前まで**

スケジュールについて

お申込から掲出までは**最短6週間**のスケジュールで実施可能です(事前に広告主審査が完了している場合)。
お申し込み後、実際の期間に合わせた詳細スケジュールを提出させていただきます。

申込受付 | 6 週間前

5ページの内容に従ってお申込下さい
審査や修正等に必要な時間を考慮し、期限より早めのお申込を推奨します。

デザイン審査 - 随時

名古屋駅地区街づくり協議会のデザイン審査および、
名古屋市の「専門家によるアドバイザー審査」が必要です。

入稿 | 5 週間前

入稿仕様および入稿用テンプレートに沿って、
指定の形式にてご入稿をお願いします。

色校正出 - 入稿後 5 営業日程度

入稿後、5営業日程度で色校正をお出しします。
基本スケジュールでは、校正回数を1回にて想定しています。

色校正戻し - 1 週間程度

色校正をご確認頂き、約1週間以内にお戻しをお願いします。
必要に応じて、追加の色見本等をご提出下さい。原則責了となります。

校了 | 3 週間前

色校正のお戻し、および、掲出パターンの指示をもって校了とし、
制作仕様を確定の上、バナーの制作を進行します。

掲出開始 | 各月 1 日

前日22:00頃より取付施工を行い、各月1日より掲出を開始します。
掲出は各月末日まで行い、同日22:00頃より撤去施工を行います。

※意匠パターン数が多い場合、色校正が複数回必要な場合等のスケジュールは別途ご相談下さい。

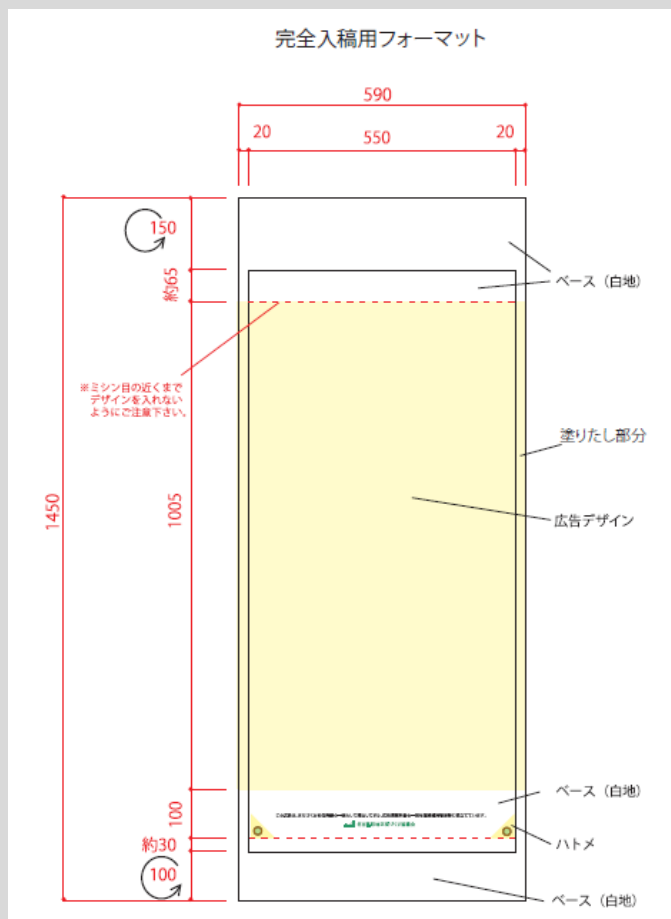
※制作期間内にGW、お盆、年末年始が含まれる場合は、通常より必要期間が長くなる場合がございます。

※名古屋市の審査は予約制のため、お申込時の予約可能日時により審査に必要な期間が長くなる場合がございます。

入稿仕様について

バナーの入稿仕様は、以下の通りです。

入稿用データを作成する際は、専用のフォーマットをご使用下さい。



データ仕様	▶ データ形式はAdobe Illustrator (.aiデータ) ※アウトライン化した完全データ ▶ 入稿用データは支給する完全入稿用フォーマットを使用して制作して下さい ▶ 画像を使用する場合は解像度100dpi以上を推奨します
データサイズ	▶ 入稿サイズ：H1450mm×W590mm ※完全入稿用フォーマットのサイズ ▶ 広告制作サイズ：H1005mm×W590mm ※入稿用にデータ制作するサイズ ※広告有効サイズから左右各20mmの塗足しがあります ▶ 広告有効サイズ：H1005mm×W550mm ※実際に掲出される広告部分のサイズ ※広告有効サイズのギリギリには重要なデザインや文字等はいれないで下さい
色見本	▶ 色見本は出力色見本を添付し、CMYKでの色指示を色見本に記入してください。色見本がない場合は、データに忠実な色校正をお出しします。 ▶ 掲出エリアは名古屋市の都市景観形成地区に該当するため、デザイン上の主要な色について、マンセル値を記入した資料が必要です。
その他	▶ 入稿用の.aiデータとは別に、デザインが確認できる.pdfデータを添付して下さい ▶ 入稿頂いたデータの修正・変更対応は致しかねます。 万が一変更が発生した場合は、修正・変更後データを改めてご入稿下さい。

掲出基準について

バナーの意匠デザインおよび内容は、以下の掲出基準(一部抜粋)を基に審査します。

デザイン基準	1) 名古屋駅地区にふさわしい質の高いデザインとする。 2) 複数掲出されるフラッグバナー広告が、全体として規則性や統一感の感じられる仕様、デザインとする。
色彩基準	1) 蛍光色、極度に彩度の高い色彩は原則として使用しない。彩度12程度以下を推奨する。 尚、企業ロゴ等のコーポレートカラーは、この限りではない。
共通クレジット	1) バナー下部に下記のクレジットを必ず入れること。※予めクレジットの入った入稿用フォーマットをご利用頂きます 「この広告事業の収益は、国家戦略特別区域法に基づきまちづくりに活用しています。 名古屋駅地区街づくり協議会」
申込・掲出基準	1) 信号機や道路標識等の効用を妨げるもの ①道路標識等への視界を遮るもの ②掲載内容が道路標識等に似ており、誤解を招くもの(矢印表記は使用不可) 2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの ①暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ②残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 ③暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など) ④ギャンブル等を肯定するもの 3) 貸金業の規制等による法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業 4) 金額の表記 5) 求人募集に係るもの 6) たばこ、ギャンブルに係るもの 7) 規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者 8) 商品先物取引に係るもの 9) 法律に定めない医療類似行為を行うもの 10) 占い、運勢判断に係るもの 11) 興信所、探偵事務所に係るもの 12) 債権取立て、示談引受けなどを行うもの 13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの 14) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)又は 破産社更生法(平成16年法律第75号)による再生手続、更生手続又は破産手続中であるもの 15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの 16) 基本的人権を損なうもの、人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの 17) 消費者保護の観点からふさわしくないもの ①虚偽の内容を表示するもの ②法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの ③誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの ④責任の所在が明確でないもの 18) 容易に市民の理解が得られないものは表示しない ①性風俗特殊営業に係るもの ②宗教、宗教団体の広告及び布教を目的とするもの ③政党、政治団体の広告及び政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの 19) その他、各種法令に違反しているもの

注意事項について

ご出稿をご検討頂く際は、以下の注意事項を合わせてご確認ください。

申込後の注意事項

- ▶ お申込以降、掲出までの期間中または取付作業時等に、街路灯およびバナー取付部品等に損傷等が発見された場合や、緊急の工事等、その他止むを得ない理由により、一部、街路灯にバナーを掲出できない箇所が発生する場合があります。
その場合は、支障の対象となったバナーの枚数に応じて、掲出費および制作費を減額します。
- ▶ お申込後のキャンセルは原則不可となります。万が一キャンセルされた場合は、掲出費の全額およびキャンセル時点で発生している制作費相当分をご請求させていただきます。

掲出中の注意事項

- ▶ 台風等の強風により「名古屋駅地区街づくり協議会」が、掲出の継続を危険と判断した場合は、掲出中のバナーを一時撤去させていただきます。
その際、一時撤去にかかる作業費については当協議会が負担しますが、一時撤去に伴う掲出期間の補償は致しませんので予めご了承下さい。
また、復旧作業については天候等が回復し次第、速やかに実施するものとします。
- ▶ 荒天・強風等で一時的にバナーが巻き付いたり、損傷して一部掲出ができなくなる場合があります。
その場合は、可能な限り速やかに復旧作業を実施しますが、復旧までの掲出期間の補償は致しませんので予めご了承下さい。

お問合せについて

街路灯フラッグバナー広告については、以下までお問合せ下さい。

株式会社 電通名鉄コミュニケーションズ
名鉄ビジネス局 名鉄メディア事業部

葺石(ふきいし)

TEL : 090-1092-1516

E-MAIL : t.fukiishi@dmc.dentsu.co.jp

小橋川(こばしかわ)

TEL : 090-2684-8368

E-MAIL : k.kobashikawa@dmc.dentsu.co.jp

※メールでご連絡の際は、お手数ですが、両担当者のアドレス宛でご送信下さい。